

石川県公報

令和5年11月21日

第13660号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公告
○公共測量実施公告

（監理課） 1

人事委員会
○石川県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 1

公告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢地方事務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月21日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 （不動産登記法第14条第1項地図作成）	令和5年11月20日から 令和6年2月29日まで	金沢市北安江二丁目、同所四丁目、 金沢市諸江町、金沢市駅西新町一丁目及び金沢市西念三丁目の各一部

人事委員会

石川県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月二十一日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第十号

石川県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の定年等に関する規則（昭和六十年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の特定管理監督職群に属する」を「教育事務所の所長」に改め、「部主事」の下に「並びに市町立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長及び教頭の職」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

